

平成 21 年 10 月 6 日

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

厚生労働省社会・援護局長 清水 美智夫 殿

特定非営利活動法人エス・エス・エス

理事長 白井 大悟

社会福祉法第 2 条 3 項に規定される無料低額宿泊所に対する新たな
指針策定と、類似する無届宿泊所への法整備に関する要望書

昨今、一部の無料低額宿泊所事業者や、事業内容は類似しているが社会福祉法に基づく届出をしていない無届宿泊所（以下「無届施設」という。）における施設利用者への人権侵害・財産権侵害や、施設運営における多額の使途不明支出といった問題がマスコミにて報道されております。

社会福祉法や無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（以下「ガイドライン」という。）をはじめとするコンプライアンスを遵守し、福祉サービスの基本理念に基づき生活困窮者の自立支援を行なっている当法人は、このような現状について非常に憤りを感じるとともに、マスコミによる報道の一部に、無料低額宿泊所に関する法制度やホームレスをはじめとした生活困窮者問題の実情について、誤解や偏見を招くような表現が含まれていることが、社会や支援を必要としている当事者に対して不利益を及ぼす恐れがあることを危惧しております。

よって、既述の現状に対し、当法人は、下記事項を勘案していただいた上で、行政により無料低額宿泊所及び無届施設に対する新ガイドラインの策定と法整備がされることを強く要望いたします。

記

- 新ガイドライン策定にあたっては、自治体、民間の有識者・無料低額宿泊所運営事業者等を幅広く交えた検討委員会を設置し、より精度の高い情報収集のもとに、実効性のある内容としていく。
- 無料低額宿泊所設置主体が民間の場合、公益の増進を目的とした非営利法人格（公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）を有することを要件とし、事業の公益性・透明性を確保する。また、営利法人格（株式会社等）を有する事業者については検討するほか、会計報告義務のない任意団体は認めないものとする。
- 無料低額宿泊所が利用者に提供すべき福祉サービス内容を明確にし、それに見合った財政補助制度を設ける。
- 社会福祉法に基づく届出をしていない無届施設に対し、届出を義務付けるための新たな法整備を行なう。

以上

厚生労働省 社会・援護局
『平成21年無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム』提出書類

○特定非営利活動法人工スエスとは

○無料低額宿泊所のあり方を検討する上で ~具体的な議論をはじめる前に~

1. 新たな規制をかける上で特に留意すべきこと
2. 無料低額宿泊所の現状と存在意義、特性の再確認が必要

○無料低額宿泊所運営から見える「生活困窮者問題の現状」と「宿泊所の役割・成果・課題」に関する報告

1. 生活困窮者の動向 ~変化しているホームレス状態に陥る背景~
2. 宿泊所利用者の高齢化に伴う問題 ~行き場のない高齢者の滞留により高齢化が進む宿泊所~
3. 稼動対象者と高齢傷病者の割合と就労の実態 ~独自の就労支援による経済的效果~
4. 宿泊所からの退所者の動向 ~中間施設としての宿泊所の役割と実績~

○無料低額宿泊所利用者の声 ~利用者アンケート調査報告~

1. 相談・支援体制について
2. 居住空間や設備、食事について
3. 総合評価

○無料低額宿泊所等における問題及び原因と、必要な法規制等について ~事業者の視点から~

1. 施設利用者の金銭管理について①
2. 施設利用者の金銭管理について②
3. 無届(未届)施設対策について
4. 事業・収支の透明性確保について
5. 監督官庁及び福祉事務所について
6. 無料低額宿泊所の新たな人員配置と利用者への自立支援予算確保について
7. 苦情対応について

平成21年11月19日

特定非営利活動法人工ス・エス・エス

(報告者)理事・事務局長 菱田貴大